

供用適性評価規格委員会の設置について(案)

1. 趣旨

高圧ガス保安法では従来、供用中の設備は毎年耐圧性能及び強度に関する検査を行い、設置時の基準と同じレベルの耐圧性能等を確認することが要求されている。しかし、設置後20年～30年を経過した設備が多い現状にあって、これまで蓄積されたデータや最新の技術的知見を踏まえることにより、十分な安全のレベルを保ちつつも、より合理的な検査方法とすることが可能であり、要望されている。そこで、既存の設備に関する減肉及び損傷といった経年劣化の進行を正確に把握し、設備の有する強度又は供用可能期間を適正に評価するための供用適性評価規格が必要とされている。なお、この供用適性評価規格は、昨年3月にKHKが発行した保安検査基準における余寿命管理方法のための規格として、経済産業省の指定を受ける前提である。また、この規格は石油精製・石油化学業界とKHKが共同で策定を行っていることから、3者による共同規格として発行する。

以上を踏まえ、供用適性評価規格の審議・承認等を行うための、供用適性評価規格委員会を設置することとしたい。

2. 委員会の概要

1) 供用適性評価規格委員会

公平性、公正性、公開性を原則とする技術基準策定プロセス

- ・ 公開審議、書面投票
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 技術委員会によるテクニカルレビュー・プロセスレビューへの対応

2) 委員会の構成

本規格委員会は以下の業種カテゴリーからなる委員構成を予定

(1) 学識者

(2) 産業界

石油精製

石油化学
エンジニアリング
設備製造
検査・メンテナンス

(3) 行政機関

3 . 今後の予定

- 1) 第 2 回技術委員会 (H18.1.19) において供用適性評価規格委員会の設置承認
- 2) H18 年 2 ~ 3 月頃、第 1 回供用適性評価規格委員会を開催
- 3) H18 年度中に最終承認、経済産業省の審査委員会へ提出

以上